

# 高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。

医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象となります。

平成26年8月1日から平成27年7月31日までの世帯の自己負担合計額（高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額を差し引いた額）が、下表の自己負担限度額を超えた場合に、その超える部分を支給します。

ただし、同一世帯であっても、同じ医療保険に加入していない方の自己負担額を合算することはできません。

また、食事代や居住費などは含みません。

## ◆自己負担限度額

### 国民健康保険

70歳未満		限度額	70歳～74歳		限度額
所得 <sup>(※)</sup> 901万円超の世帯		176万円	現役並み所得者		67万円
所得600万円超901万円以下の世帯		135万円	一般		56万円
所得210万円超600万円以下の世帯		67万円	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
所得210万円以下の世帯 (住民税非課税世帯除く)		63万円		区分Ⅰ	19万円
住民税非課税世帯		34万円	※所得＝基礎控除後の総所得金額		

### 後期高齢者医療制度

		限度額
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円



## ◆申請手続き

### 国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者

支給の対象となる方には、申請手続きのご案内を郵送します。

ただし、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの間に、他市町村から転入された方がいる場合や、加入者が亡くなられた場合などには、申請手続きのご案内が郵送できない場合もありますので、支給の対象になると思われる方は、市役所市民生活課までお問い合わせください。

### 他の健康保険制度（協会けんぽなど）加入者

加入している医療保険へ申請していただきますが、その際に介護サービス利用料の自己負担額証明書が必要となりますので、市役所高齢福祉課までお問い合わせください。

## ◆お問い合わせ先

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者 市役所市民生活課 国保係・年金係 ☎63-5112  
他の健康保険制度加入者 市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎63-3790

## 「佐渡市灯油券」は12月31日までにお使いください

「佐渡市灯油券」には有効期限があります。

期限を過ぎると灯油券は「無効」となりますので、忘れずにお使いください。

また、灯油取扱店の年末の営業については、それぞれご確認ください。

有効期限 平成27年12月31日(木)

お問い合わせ 市役所社会福祉課 ☎63-5113

